

市・県民税、所得税の

申告は 正しくお早目に！

申告期限は **3月17日(月)**

平成19年分の市・県民税、所得税の申告時期になりました。期限までに申告をお願いします。

なお、所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告をする必要はありません。

※市・県民税と所得税では、会場が異なりますのでご注意ください。

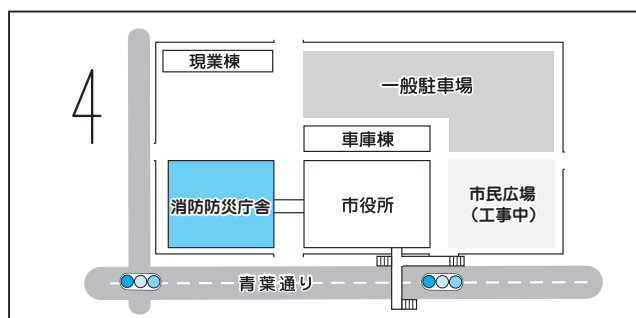
申告期限間近になると会場は大変混雑します。早目に申告しましょう。

市・県民税

◆申告相談・受付

と き 2月18日(月)～3月17日(月)
9:00～17:00(土曜・日曜日を除く)

ところ 消防防災庁舎7階大会議室



◆郵送による申告

市・県民税申告書送付先
〒417-8601 富士市役所市民税課

◆公民館での出張受付(9:00～16:00)

と き	ところ	と き	ところ
2月	20日(水) 東公民館	3月	3日(月) 富士公民館
	21日(木) 吉永公民館		4日(火) 岩松公民館
	22日(金) 須津公民館		5日(水) 神戸公民館
	25日(月) 原田公民館		6日(木) 青葉台公民館
	26日(火) 元吉原公民館		7日(金) 丘公民館
	27日(水) 田子浦公民館		10日(月) 鷹岡公民館
	28日(木) 富士南公民館		11日(火) 天間公民館
	29日(金) 富士駅南公民館		

※大淵公民館は、中央図書館大淵分館新築工事のため出張受付は行いません。消防防災庁舎または上記公民館で申告をしてください。

※岩松公民館は、駐車場工事のため駐車できません。

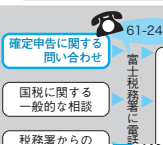
平成20年度の主な改正点

●老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置の終了

老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置として、平成19年度は税額の3分の1が減額されていましたが、平成20年度からは全額課税になります。

●「地震保険料控除」の創設

支払った地震保険料の金額に応じて控除が受けられます。これに伴い、これまでの損害保険料控除は廃止されました。ただし、平成18年12月31日以前に契約した長期損害保険は引き続き控除できます。



平成19年の税制改正に伴い、次に該当する人について申告を受け付けます。忘れずに申告してください。

住宅ローン控除額を所得税から引き切れなくなった人

申告期限：3月17日

●平成19年に所得が減り、所得税が課されなくなった人

申告期間：7月1日～31日

市・県民税に関する問い合わせ

市民税課 ☎55-2734 ☎53-0974

HP <http://fujishi.jp/cityhall/zaisei-b/siminzei/> E siminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp

所得税（確定申告）

◆確定申告書 記載会場のお知らせ

会場では、申告をする皆さん自身がパソコンを利用し、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、申告書の作成や「e-Tax」による申告ができます。

また、「所得税の確定申告書の手引き」や「書き方」を参考に、確定申告書や収支内訳書などを作成するコーナーも設置しています。

と き 2月14日(木)～3月17日(月)
9:00～17:00 (土曜・日曜日を除く)

ところ 富士市農協会館 ホワイトパレス
※富士税務署内には記載会場を設置していません。



◆振替納税が便利です

納税には、安全で便利な、金融機関での口座振替による振替納税がお勧めです。利用を希望する人は「預貯金口座振替依頼書」に住所、氏名、金融機関名、預貯金口座名などを記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して、税務署または金融機関に提出してください。

「預貯金口座振替依頼書」は、税務署や金融機関に備えつけてあるほか、国税庁ホームページからもダウンロードできます。なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出し、「預貯金口座振替依頼書」の提出がされた場合に限り利用できます。

個人事業者の消費税・地方消費税の申告期限は3月31日(月)です

◆郵送による申告

確定申告書送付先
〒416-8650 本市場297-1 富士税務署

平成19年分から適用される主な改正点

●定率減税の廃止

●所得税率の改正

所得税の税率が右表のように改められました。

※そのほかの改正点について詳しくは、税務署備えつけのパンフレットまたは国税庁ホームページをごらんください。

◆e-Tax (国税電子申告・納税システム) がさらに便利で使いやすくなりました

「e-Tax」は、あらかじめ登録をすると、国税に関する申告や納税、申請・届出などがインターネットでできる便利なシステムです。 <http://www.nta.go.jp/>

「e-Tax」で確定申告をすると次のような利点があります。

★国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告用データをそのまま送信して、直接電子申告ができます。

※「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」を利用する場合に限ります。

★本人の電子署名及び電子証明書を添付して所得税の確定申告を行うと、平成19年分または平成20年分のいずれか1回、所得税から最高で5,000円の控除を受けることができるようになりました。

★医療費の領収書や源泉徴収票などは、実物の提出にかえて記載内容を入力するだけで所得税の確定申告ができるようになりました。

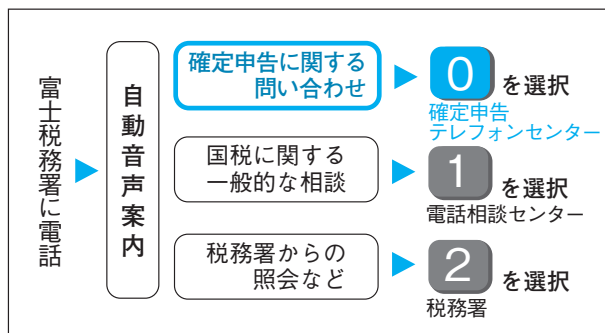
※確定申告期限から3年間は、添付書類の提出または提示を求められることがあります。

★還付までの期間が3週間程度に短縮されます。

お問い合わせは「確定申告テレフォンセンター」へ

2月1日～3月17日の間、富士税務署の自動音声案内に、所得税・消費税・地方消費税の確定申告及び贈与税の申告に関する相談窓口「確定申告テレフォンセンター」を開設します。富士税務署に電話し、自動音声案内に従って、「0」を選択してください。

富士税務署 ☎61-2460



課税される所得金額	税率	控除額
1,000円～194万9,000円	5%	0円
195万円～329万9,000円	10%	9万7,500円
330万円～694万9,000円	20%	42万7,500円
695万円～899万9,000円	23%	63万6,000円
900万円～1,799万9,000円	33%	153万6,000円
1,800万円以上	40%	279万6,000円